

愛知学院大学外国人留学生特待生奨学金規程

昭和63年4月1日施行

(特待生)

第1条 本学に外国人留学生の特待生制度を設ける。

(資格)

第2条 特待生の資格は学業人物共に優れ、他の模範とするに足るものとする。

(期間)

第3条 特待生は学年ごとに選考し、その期間は当該年度とする。

(選考基準)

第4条 特待生の選考基準は次のとおりとする。

(1) 文学部、商学部、経営学部、経済学部、法学部、総合政策学部、健康科学部、心理学部

イ 前年度の履修単位数が32単位以上であること。

ロ 前年度の学業成績が優秀であること。(GPA3.0を基準とする。)

(2) 歯学部

前年度の学業成績が優秀であること。(GPA3.0を基準とする。)

(3) 薬学部

イ 前年度の履修単位数が21単位以上であること。

ロ 前年度の学業成績が優秀であること。(GPA3.0を基準とする。)ただし、6年次の選考基準においては、1年次から5年次までの総合GPAで選考する。

(選考方法)

第5条 特待生の選考方法及び人数は次のとおりとする。

(1) 教務部長が第4条該当者につき候補者を選定し、代表教授会の議を経て学長の承認を得る。

(2) 特待生は全留学生の中から選定するものとし、その人数は各年次1名とする。ただし、愛知学院大学特待生に選考された者は除く。

(奨学金)

第6条 特待生には、授業料等の負担を軽減し、修学を支援するための奨学金として、30万円を採用年度の秋学期に一括して交付する。

2 秋学期休学した者については、復学した学期に一括して交付する。

(取り消し)

第7条 特待生がその名誉を汚す行為をした場合には、代表教授会の議を経てその資格を取り消すことがある。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は代表教授会の議を経て、業務執行理事会の承認を得なければならない。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は教務部教務課が行う。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。(平成11年度入学生から適用する。)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年4月1日から施行する。